

西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月23日(木)午後1時30分

2. 開催場所 西予市役所 5階大会議室

3. 出席委員 35名

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	志波 豊			2番	宇都宮久幸			3番	井上 一郎		
4番	泉原 猛男			5番	上甲 好文			6番	山岡 史朗		
7番	西森真一郎			8番	上杉 和博			9番	増田 隆		
10番	末光 則男			11番	三瀬 昇			12番	和家 稔		
13番	橋本 勝			14番	河野 昌博			15番	菊池マキ子		
16番	清家 純一			17番	五藤 忍			18番	沖野 泰		
19番	高岡 常夫			20番	井関 吉博			21番	武田 孝司		
22番	平野 治			23番	柴田 翔			24番	西本 定義		
25番	福井 純一			26番	金寄 長志			27番	大久保 卓		
28番	宇都宮文隆			29番	谷口 誠			30番	松末 正		
31番	平井 一清			32番	山内 正紀			33番	松浦 榮喜		
34番	宇都宮幸紀			35番	越智 三英			36番	川上 栄子		
37番	三好三智男			38番	松本 薫						

4. 欠席委員 3名

14番 河野昌博 23番 柴田翔 31番 平井一清

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第5 報告第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第6 報告第4号 農用地利用集積計画決定に係る議案の訂正について
- 日程第7 報告第5号 西予農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第8 報告第6号 非農地現況証明について
- 日程第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第12 議案第4号 農用地利用配分計画(案)について
- 日程第13 議案第5号 農地移動適正化あっせん委員の指名について

6. 出席した事務局職員

事務局長 兵頭 健二	事務局次長 木崎 真近	
農地係長 橋本 欽司	主査 梶原 千生	

議 長	<p>りましたので、今回、議案の一部訂正の報告をするものであります。以上で「農用地利用集積計画決定に係る議案の訂正について」報告を終わります。</p>
農地係長	<p>次に、日程第7、報告第5号「西予農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>報告第5号「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告いたします。議案書の4ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、 、 、土地の表示、 番、 、面積 m^2 変更の理由は、現在親と同居しているが、子どもの成長とともに手狭になったため自己住宅を建設したいため、農用地区域から除外したいとのことです。</p>
農地係長	<p>整理番号2番、申請人、 、 、土地の表示、 番、 、面積 m^2 変更の理由は、中山間地域等直接支払制度の対象農地周辺に位置する優良農地であり、隣接する農地と一体的に生産振興と農地保全を図るため農用地区域に編入したいとのことです。以上で「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、日程第8、報告第6号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>報告第6号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の5ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、 、 他 名から証明願いが提出されましたので、平成25年1月1日から施行されています「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、地区担当農業委員19番高岡委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、議案第1号については、28番宇都宮委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたります。よって、28番宇都宮委員退席後、整理番号1番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。</p>
議 長	<p>《28番宇都宮委員退席》</p>
議 長	<p>それでは、日程第9、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、整理番号1番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
主 査	<p>【議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請1件について、議案書を朗読し提案説明を行う。】なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書のとおりです。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。</p>
25番福井委員	<p>受付番号1番を25番福井が説明します。1月15日に和家委員と現地確認しました。受付番号1番の申請地につきましては、経営規模を拡大するために取得したいということがあります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。申請地は農地として耕作されており、受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。関連がありますので、地区担当農業委員からも報告等お願いいたします。1番をお願いします。</p>
12番和家委員	<p>受付番号1番の案件につきましては、12番和家が報告します。1月15日に福井委員と現地確認を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいとのことです。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。</p>

議 長	また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
主 査	現地の状況について、農業委員からの報告もありました。それでは、事務局より許可基準の該当について説明をお願いします。
議 長	その他の要件につきましては、別添調査書 1 ページにあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かご意見や質疑はございませんか。
議 長	質疑はありませんか。質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。
議 長	お諮りいたします。日程第 9、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
議 長	全員賛成と認めます。
議 長	よって、日程第 9、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番を原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	《28 番宇都宮委員着席》
主 査	次に、日程第 9、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番から 4 番までの 3 件を議題とします。事務局の提案説明をお願いします。
議 長	【議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 3 件について、議案書を朗読し提案説明を行う。】なお、法第 3 条第 2 項各号の判断については、別添調査書のとおりです。以上で議案の提案説明を終わります。
29 番谷口委員	ただ今の説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号 2 番、3 番をお願いします。
29 番谷口委員	受付番号 2 番の案件につきまして 29 番谷口が報告いたします。申請地は以前より検討いただいていた土地であり、今回、現地を確認いたしました。申請地はもみ殻が敷かれていたところに全面堆肥を施しておりました。 番 については申請を取下げられていましたが、状況は変わっておりませんでした。
議 長	受付番号 3 番の案件を 29 番谷口が報告いたします。20 日に高岡委員と現地確認いたしました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、労働力、技術等取得後において問題がないこと、下限面積を超えていることから許可要件をすべて満たしております。申請地は農地としては耕作されていませんが、草刈り等はしてありました。受人が林業をおこなっており、申請地はすでに挿し苗木の用地として利用することを確認しています。周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
32 番山内委員	4 番をお願いします。
議 長	受付番号 4 番の案件につきまして、32 番山内が報告いたします。受人は今までも借地として耕作をしていましたが、今回経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されており、受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
議 長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。関連がありますので、地区担当農業委員からも報告等お願いいたします。
議 長	2 番、3 番をお願いします。
19 番高岡委員	受付番号 2 番の案件につきまして 19 番高岡が報告いたします。この案件は 12 月の委員会の午前中に委員さんに現地確認していただいた案件です。筆ありましたが 番 は今回取下げられ、 番 だけとなりました。委員会よりもみ殻の飛散防止の旨

	<p>ためを受人に伝えられ、飛散防止策として堆肥を全面散布されていることを20日に谷口委員と現地確認をいたしました。</p>
19番高岡委員	<p>受付番号3番の案件につきまして19番高岡が報告いたします。受人は経営規模を拡大するために取得したいとのことであります。受人の話によりますと取得後においては挿し木、杉、檜苗の苗床として利用し、生育をみて山に植林する計画のことです。申請地は栗、柿の木がありましたが、老木でありました。受人は意欲的に農林業に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議長	<p>4をお願いします。</p>
1番志波委員	<p>受付番号4番を1番志波が報告いたします。現在まで さんが農業経営基盤強化促進法の賃貸借で耕作されていたところを さん名義で所有権を取得して、今後今までどおりに耕作されていくそうです。機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は水稲作付されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議長	<p>現地の状況について、農業委員からの報告もありました。</p>
主査	<p>それでは事務局より許可基準の該当について、説明をお願いします。</p>
議長	<p>その他の要件につきましては、別添調査書の2ページから4ページにあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かご意見や質疑はございませんか。</p>
4番泉原委員	<p>前回、現地を見させてもらっておりますが、もみ殻飛散防止についてはわかりましたが、今回取下げされた耕作放棄地の部分の指導についてはどうされたのですか。</p>
主査	<p>今回取下げをされた下の部分の土地について、受付はいたしました。特に指導等は行っておりません。</p>
4番泉原委員	<p>受付をただけでは問題があるのではないかと思います。今回の申請地と一体的に利用することが大事ではないかと思います。渡人が申請する等申請の仕方も変えていくこともしないといけないのではないかと考えます。</p>
主査	<p>土地所有者に対するの整地等の指導は必要と考えていますので、今後対処していきたいと思っております。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。質疑がなければ以上で質疑を終結いたします。</p>
議長	<p>お諮りいたします。日程第9、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、整理番号2番から4番までの3件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議長	<p>よって、日程第9、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号2番から4番までの3件を原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第10、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、整理番号1番から4番までの4件を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>【議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請4件について、議案書を朗読し提案説明を行う。】</p>
議長	<p>続いて、地区担当農業委員から調査結果の報告をお願いします。整理番号1番からお願いします。</p>
議長	<p>1番をお願いします。</p>
16番清家委員	<p>1番の案件を16番清家が報告します。受付番号1番の案件につきましては、11月に報告しましたように、受人は米等の生産販売、穀物農産物の生産加工及び販売を行っている</p>

	<p>が、業務に使用する車輛や農機具の置場がないので、これを解消するため申請地を購入するという事で報告いたしました。しかし、申請代理人が死去されたため、新しく申請代理人が出来て、再申請をするものであります。</p>
議 長	<p>2番、3番、4番をお願いします。</p>
8番上杉委員	<p>河野委員が欠席のため、報告書を8番上杉が代読報告します。</p>
	<p>2番の申請を14番河野が報告します。19日に越智委員と現地確認を行いました。この申請は趣味の自動車整備のためにガレージ用地と駐車場用地として購入したいとのことです。申請地西側には農地がありますが、道路を挟んでおりその他は宅地となっております。排水は南側公共下水、雨水は沈殿枘を設置し排水路に排水するとのことで、周辺農業への支障はないと思われま。</p>
8番上杉委員	<p>3番の申請を14番河野が報告します。19日に越智委員と現地確認を行いました。この申請はアパート経営に適地であるため、購入したいとのことです。周囲はコンクリートで囲い、防草シートの上に碎石を10センチ敷くとのことです。北側の隣接農地側には側溝も設けてあり、周辺農業への支障はないと思います。</p>
8番上杉委員	<p>4番の申請を14番河野が報告します。19日に越智委員と現地確認を行いました。この申請は太陽光発電の施設認定を受け、収入を得るために購入したいとのことです。申請地周辺は水田が耕作されていますが、申請地は一番低い位置にあります。整地し土砂の流出を防止するとのことで、周辺農業への支障はないと思われま。</p>
議 長	<p>続きまして、地区担当推進委員の報告をお願いします。</p>
30番松末委員	<p>1番をお願いします。 1番の案件を30番松末が報告します。受付番号1番の案件につきましては、先程、清家委員からの報告がありましたように、申請代理人が申請手続きされている途中で死去され、今回新しい申請代理人が再申請するものであります。</p>
議 長	<p>2番、3番、4番をお願いします。</p>
35番越智委員	<p>2番を35番越智が報告いたします。1月19日に河野委員と現地確認を行いました。申請地は申請人が既に購入している宅地の前にあり、今回申請人が購入し、一体として活用するのが自然であります。周りに水路はなく、道路に面しており周辺農業への支障はないと思われま。</p>
35番越智委員	<p>3番を35番越智が報告いたします。1月19日に河野委員と現地確認を行いました。3番の申請は、譲渡人が遠隔地に居住していて、管理が困難であり、宅地に囲まれた畑であり農業経営で借りて耕作する人もいなく、集落として気掛かりな土地でした。今回、譲受人に譲渡し、アパートを建ててもらおう方が、集落内の環境もよくなると思われま。</p>
35番越智委員	<p>4番を35番越智が報告いたします。1月19日に河野委員と現地確認を行いました。受付番号4番の申請は、所有者が高齢であるため譲り渡し、譲受人が太陽光発電施設を整備するものです。申請地は山に接した棚田であり、管理が今後困難になるであろうと思われ、会社経営をしている譲受人に土地の管理をまかす方が良いと思います。周辺農業への支障はないものと思われま。</p>
議 長	<p>現地の状況につきましては、地区担当農業委員や推進委員から報告がありました。それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明があります。</p>
農地係長	<p>農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書5ページから8ページにあり、許可要件のすべてを満たすと考えま。</p>
議 長	<p>それでは、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や地区担当農業委員、推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑はございませんか。その他質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から4番までの4件を許</p>

議 長	可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する委員の挙手を求めます。
議 長	全員賛成と認めます。 よって、日程第 10、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、整理番号 1 番から 4 番までの 4 件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
議 長	次に、議案第 3 号については、4 番泉原委員、35 番越智委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。
議 長	《4 番泉原委員、35 番越智委員退席》 それでは、日程第 11、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。
次 長	今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、54 件でございます。議案書の 8 ページから 11 ページをご覧ください。西予市長より令和 2 年 1 月 8 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が 35 件、新規の利用権設定の計画が 18 件です。利用権の設定をする者が 51 名、利用権の設定を受ける者が 28 名、うち認定農業者が 16 名でございます。利用権設定の面積は 182,295.25 m ² 、筆数が 138 筆です。
	所有権の移転をする者は、整理番号 1 番、 、 、所有権の移転を受ける者は 、 、年齢 歳、経営面積は m ² で、認定農業者です。所有権を移転する面積は m ² 、筆数は 筆です。所有権移転の時期は令和 年 月 日、対価は 円となっております。
	利用権設定及び所有権の移転をする者が合計で 52 名、利用権設定及び所有権の移転を受ける者が合計で 29 名、うち認定農業者が 17 名、面積が 185,896.25 m ² で筆数が 149 筆です。
議 長	以上の計画内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。
議 長	事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。
議 長	質疑もないようですので質疑を終結といたします。日程第 11、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定及び所有権移転の 54 件を原案のとおり、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
議 長	全員賛成と認めます。
議 長	よって、日程第 11、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定及び所有権移転の 54 件は原案のとおり決定しました。
議 長	《4 番泉原委員、35 番越智委員着席》 次に、日程第 12、議案第 4 号「農用地利用配分計画（案）について」、を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。
主 査	議案第 4 号、「農用地利用配分計画（案）について」説明申し上げます。議案書 12 ページから 13 ページをご覧ください。西予市長より令和 2 年 1 月 8 日付けで農用地利用配分計画（案）を作成するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求められています。これは、農地集約を行うため農地中間管理事業を活用するものです。まず貸し手と農地中間管理機構である「えひめ農林漁業振興機構」が利用権設定を行います。その後、「えひめ農林漁業振興機構」と借り手が「農用地利用配分計画」に基づき、貸し借りをを行うものです。以上で提案理由を終わります。
議 長	事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

議 長	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。日程第 12、議案第 4 号「農用地利用配分計画（案）について」、異議なしとして回答することに賛同する農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議 長	<p>よって、日程第 12、議案第 4 号「農用地利用配分計画（案）について」、異議なしとして回答いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第 13、議案第 5 号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
主 査	<p>議案第 5 号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」説明申し上げます。 議案書の 13 ページをご覧ください。整理番号 87 番、申請人、 、土地の表示、 番（農用地区域内）、面積 m²、 申し出の理由は、農地を相続する予定だが、農業を営んでいないため耕作が出来ないためとのことです。今回 1 件、1 筆のあっせん申し出となっています。 農地移動適正化あっせん基準第 11 条の規定によりまして、農地利用最適化推進委員から 1 名以上を指名することとなっていますので、整理番号 87 番は案としまして「24 番西本定義委員」をあっせん委員として記載しています。以上で「農地移動適正化あっせん委員の指名について」の提案説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>それでは、以上で質疑を終結とし、議案書に記載しています整理番号 87 番「24 番西本定義委員をあっせん委員として指名いたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして本日の定例総会を終了といたします。</p> <p>1 月定例総会は午後 2 時 10 分閉会した。</p> <p>その他の件において、「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」について、宇都宮会長職務代理者が決議案について説明朗読を行い、志波会長が採決を行い、全員賛成で申し合わせ決議が承認された。</p>